

(別紙)

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変更後

変更前

第2 周波数割当表
[1～7 略]

第2 周波数割当表
[1～7 同左]

周波数割当表

周波数割当表

[第1表 略]

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz～10000MHz

第2表 27.5MHz～10000MHz

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
205～222	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	放送 J 15	放送用	
	放送 J 88	電気通信業務用 放送用	
[略]	[略]	[略]	[略]

[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
205～222	放送 J 15	放送用	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[第3表 略]

[第3表 同左]

国内周波数分配の脚注

国内周波数分配の脚注

[J1～J295 略]

[J1～J295 同左]

[別表1-1～別表11-3 略]

[別表1-1～別表11-3 同左]

国際周波数分配の脚注

国際周波数分配の脚注

[注略]

[注同左]

備考 表中の「」の記号は付記される。